

# 飛騨市

## 令和6年度(2024年度)保育園 入園の手引き



飛騨市 市民福祉部 子育て応援課 保育園係

〒509-4221 飛騨市古川町若宮二丁目1-60 (ハートピア古川内)

TEL : 0577-73-2458

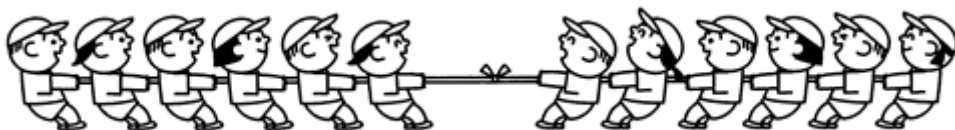
FAX : 0577-73-3604

E-mail : kosodate@city.hida.lg.jp

<http://www.city.hida.gifu.jp/>

## 目 次

1. 入園までの流れ .....	2
2. 認定基準（保育の必要性） .....	3
3. 申請手続き .....	4
申請に関する主な注意事項 .....	5
4. 飛騨市保育料 .....	6
保育料・給食費について.....	7
5. 保育時間・延長保育について .....	8
6. 保育所給食について .....	9
7. 食物アレルギー対応給食について .....	10
8. 記入例 .....	11
9. 飛騨市ホームページ等 QRコード ..	15
10. 市内保育園一覧表 .....	15



## 【保育園とは？】

保育園は、家庭で保育することができない（保育の必要がある）お子さんを保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

原則、保育園に入園できるのは、**保育の必要性の認定を受けた児童**です。

定員に空きがある場合に、保育の必要性がなくても入園できます。（1号認定）

## 1. 入園までの流れ

10月 入園手続き説明会

希望する保育園を決定

11月6日（月）までに 入園にかかる申請書類（4ページ参照）を提出

⇒「④保育の必要な事由の証明書類」以外は上記期日まで。

就労証明書等は後日提出でも可。その場合 11月24日（金）まで

【申請書類 提出先】

居住地	受付時間	場所
古川町	8:30 ~ 17:15	ハートピア古川 子育て応援課保育園係
河合・宮川町		河合・宮川振興事務所 総務市民福祉係
神岡町		神岡振興事務所 市民福祉係

11月～1月

### 書類審査・調査

申請書等の内容（必要性の事由及び家族の状況等）について市が審査を行います。なお、申請内容に不明な点や書類不備があった場合には、就労先や保護者の方へ確認等を行う場合があります。

### 利用調整（選考）

提出書類に基づき、保育の必要性の程度や家庭状況等を総合的に審査して決定します。そのため、第2希望、第3希望の保育園への入園となる場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

【優先利用例】

- ひとり親家庭
- 子どもが障がいをもつ
- 生活保護世帯
- 虐待またはDVのおそれがある等、緊急性が高い場合 など

2月上旬 入園内定

「施設利用内定通知書」送付

2月中旬

1日入園

4月

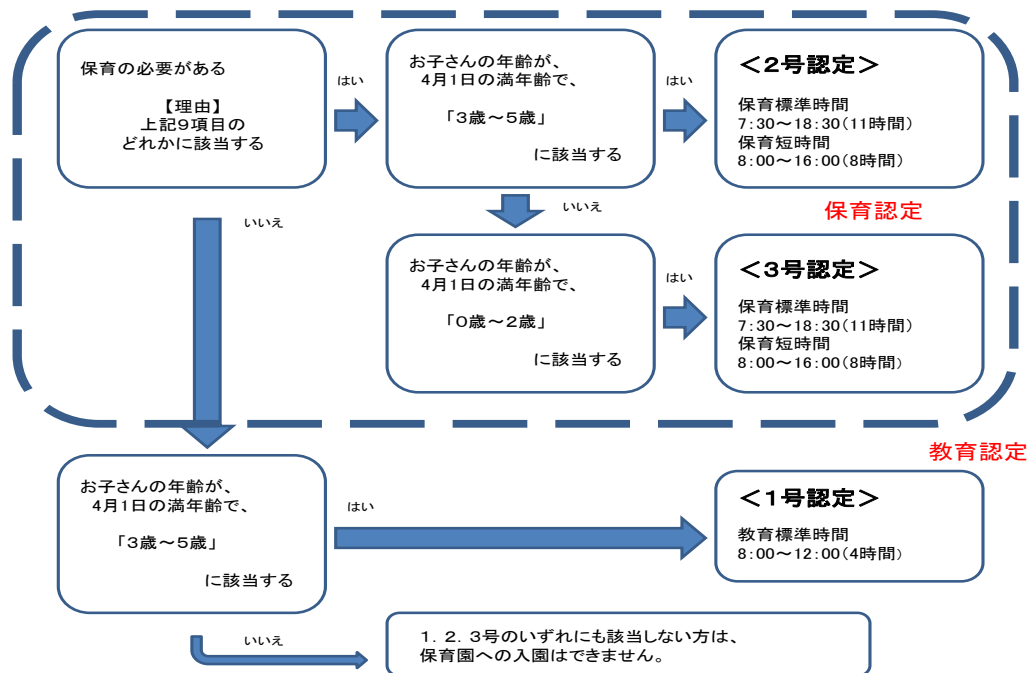
入園

## 2. 認定基準（保育の必要性）

保育を必要とする事由	認定の基準	保育時間*
就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>フルタイム、パート、自営、農業、内職等基本的にすべての就労</li> <li>月 48 時間以上の労働に従事していること。</li> <li>常に児童と離れて日常の家事以外の労働をしていること</li> </ul>	保育標準時間 保育短時間
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前6週～産後8週間の期間</li> <li>ただし母親の健康状態により、期間延長できる場合がある。</li> </ul>	保育標準時間
保護者の疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が疾病又は負傷しているか、心身に障がいをもっている。</li> <li>医師の診断書等により保育ができないと認められる場合</li> </ul>	保育標準時間 保育短時間
同居親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している。</li> </ul>	保育標準時間 保育短時間
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。</li> </ul>	保育標準時間
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>起業準備を含む、求職活動を継続的に行っている。</li> <li>認定は原則年度内 1 回、3ヶ月を限度とする。</li> </ul>	保育短時間
就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。職業訓練等における職業訓練を含む。</li> </ul>	保育標準時間 保育短時間
虐待・DV	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者等における虐待のおそれがあり、社会的養護が必要であると認められること。または保護者が配偶者からの暴力を受けていることにより保育を行うことが困難であり、社会的養護が必要であると認められること。</li> </ul>	保育標準時間
育児休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業取得中に、既に保育園を利用している子どもがいて継続利用が必要である。（育児休業取得中の新規入園はできません。）</li> </ul>	保育短時間

\* 保育時間 … 就労の場合、就労時間（通勤時間含む）⇒ 月120時間以上「標準時間認定」  
 月120時間未満「短時間認定」  
 月120時間未満であっても就労体系により、標準時間になる場合もあります

【認定フローチャート】 ※お子さんが保育の必要性の認定に該当するか確認してください。



### 3. 申請手続き

#### 【保育の必要性の認定、入園申請に必要な書類】

番号	書類名	説明
☆	委任状（窓口提出時、マイナンバー関係書類提示）	申請者の配偶者が提出する場合でも提出が必要です（封筒同封の解説用紙参照）
①	入園児カード	指定の用紙
②	保育所入所申込書	指定の用紙
③	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	指定の用紙（マイナンバーの記入）
④	保育の必要な事由の証明書類	↓下記表参照
⑤	食物アレルギーについての調査票	指定の用紙
⑥	保育・家庭状況等申告書(未満児)	指定の用紙

②③の書類については、11ページ以降の記入例を参考にしてください

#### 【保育の必要な事由の証明書類（④）】

保育事由	提出していただく書類名
就 労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書</li> <li>・短時間認定希望の方は社会保険証の写しでも可</li> <li>※ 就職が内定している等、就労予定の方も提出が必要です</li> <li>※ 自営業（農業含む）の場合は就労証明書に加えて確認書類が必要です 例）最新の確定申告書の写し、営業許可証の写し、個人事業の開業・廃業等届出書の写し、請負契約書など</li> </ul>
妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙・分娩予定日の確認できるページ）
保護者の疾病・障がい	身体障がい者手帳、精神手帳、医師の診断書等
同居親族の介護・看護	〔下記の（１）と（２）：２点の書類を提出〕 （１）民生委員の証明書（様式） （２）身体障がい者手帳、精神手帳、医師の診断書等、介護・看護計画等
災害復旧	罹災証明書
求職活動 （起業準備含む）	ハローワークカード若しくは神岡商工会議所無料職業紹介所発行の「職業相談カード」の写し（内定している場合は就労証明書） 起業準備の場合、開業予定等がわかるもの
就 学	〔下記の（１）と（２）：２点の書類を提出〕 （１）在学証明書（学生証、合格通知書等）の写し （２）時間割表等（スケジュール、カリキュラムがわかるもの）の写し
虐待・DV	保護命令等
育児休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書（育児休業期間欄の記入があるもの）</li> <li>・育児休業取得期間証明書（市様式）</li> <li>※ 職場復帰後には、「復職証明書（市様式）」が必要</li> </ul>

## 【申請に関する主な注意事項】

㊦ 必ず期日（11月6日（月））までにご提出ください。

保育の必要な事由の証明書類（就労証明書等）の提出は、後日でも可とします。

（11月24日（金）×）

それ以外の書類は、11月6日（月）までとしますので期日厳守をお願いします。

※申請以降に状況等が変わった場合は、変更手続きが必要な場合がありますのでお申し出ください。入園後についても同様です（保育の認定は月ごとになります）。

㊧ 保育の必要な事由の証明書類は原則、児童の保護者（父、母）分をご提出ください。

㊨ 希望する保育園は必ず第3希望までお書きください。

- ・保育園の定員等の状況により、入園審査・利用調整の段階でご希望の保育園に割り当てできない場合があります。その際には、第2希望、第3希望と移っていただくこととなりますので、申請書には必ず第3希望まで記入してください。

㊩ 就労証明書に替えて、勤務先の社会保険証のコピーでも申請できます。

- ・お勤め先から社会保険証が交付されていれば、そのコピーの提出でも可としています。  
⇒ この場合は「保育短時間」の認定になります。

（「保育標準時間」を希望される方は、勤務先で就労証明書を作成いただき、ご提出ください）

㊪ 父が飛騨市外へ単身赴任している場合

「保護者住所」・「保護者氏名」の欄は、母の住所・氏名を記入してください。

父の赴任先の住所を備考欄に記入してください。

㊫ 個人番号（マイナンバー）を記載してください。

- ・世帯全員の個人番号（マイナンバー）を記載してください。
- ・記載欄がありますので、間違いがないよう十分に確認をしていただき、記入してください。

㊬ 入園の申請をされても、入園をお断りする場合がありますのでご承知おきください。

- ・保育園へ入園できる基準に該当しないために入園が認められない場合
- ・申請内容に虚偽があることが判明した場合
- ・利用調整を実施しても、定員を超えた申込があった場合

## 4. 飛騨市保育料

【1号認定：保育所（「特別利用保育」の利用者）】（月額／円）

階層区分		令和6年度飛騨市 徴収金基準額
第1階層	生活保護世帯	0
第2階層	市町村民税非課税世帯 (均等割額のみ課税世帯)	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	0
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	0
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0

児童の属する世帯に18歳未満  
の児童をカウント  
第1子：上段  
第2子：下段（保育料半額）  
第3子以降：保育料無料

【2号、3号認定：保育所】

（月額／円）

階層区分		令和6年度飛騨市徴収金基準額			
		3歳以上児		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	0	0	1/2 4,870	1/2 4,820
第4階層	所得割課税額 57,700円未満	0	0	1/2 7,500	1/2 7,400
	57,700円以上 97,000円未満	0	0	1/2 7,500	1/2 7,400
第5階層	所得割課税額 169,000円未満	0	0	1/2 11,120	1/2 10,970
第6階層	所得割課税額 301,000円未満	0	0	1/2 15,250	1/2 15,020
第7階層	所得割課税額 397,000円未満	0	0	1/2 15,250	1/2 15,020
第8階層	所得割課税額 397,000円以上	0	0	1/2 15,250	1/2 15,020

ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯・その他要保護者等で市長が認めた世帯で第2・第3・第4階層の世帯の保育料徴収単価表

階層区分		利用者負担額（月額／円）				
		1号給付児	3歳以上児		3歳未満児	
		教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	0	0	0	9,000	8,900
		0	0	0	0	0
第4階層	所得割課税額 77,101円未満		0	0	9,000	8,900
	77,101円以上 97,000円未満		0	0	13,900	13,700
			0	0	1/2 6,950	1/2 6,850

## 保育料・給食費（主食費・副食費）について

- ア) ・令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳以上児と3歳未満児の非課税世帯の保育料が無償となっています。  
・3歳以上児の保育園給食費用として、主食（ご飯、パン、麺類）費1,000円、副食（おかず、おやつ、牛乳）費4,500円を実費徴収します。ただし、副食費について年収360万円未満世帯、同一世帯18歳未満の第3子は徴収免除となります。  
・なお、未満児については保育料に含まれていますので、給食費の徴収はありません。  
※ 増島・さくら・双葉保育園の給食費については、各園で徴収します。
- イ) ・保育料は、保護者の市町村民税（所得割）課税額に応じて決定します。  
4月分から8月分の保育料 … 令和5年度の市町村民税額  
9月分から3月分の保育料 … 令和6年度の市町村民税額  
・保育料の算定は、その年度における4月1日時点での年齢を基準に算定されます。  
（年度途中で年齢が上がっても変更はありません）  
・保護者…児童を養育していく上での家計の主宰者  
父母共に課税されていれば2人の市町村民税（所得割）課税額の合計で保育料を算定します。  
自営業等で税法上児童の扶養が祖父母にある場合や、父母に所得がない場合は、祖父母が家計の主宰者であるとみなし、祖父母の税額も合算の上、保育料の算定を行います
- ウ) 保育料及び給食費の納入は、口座振替でお願いします。  
給食費の徴収は、公立保育園であれば市が、私立保育園であれば施設で徴収を行います。
- エ) 住民税が未決定の方は、保育料を決定することができません。所得がない等の理由で所得税の申告が不要な方についても住民税の所得申告をお願いします。なお、住民税が更正された場合、保育料も変更になる場合があります。
- オ) 保育料や給食費は月額のため、登園日数に関係なく（1日も登園がない場合を含む）、その月分の保育料、給食費がかかります。登園日数が少ない等の理由で減額になることは原則ありません。
- カ) 保育料及び給食費などは、お子さんの保育に欠かせないものですので、滞納しないようにご協力をお願いします。滞納がある場合は、滞納処分（財産調査・財産差押）の対象となります。

### 保育料・副食費の市独自軽減

- キ) 飛騨市では、全体の基準保育料に加え、多子世帯やひとり親世帯などの世帯について保護者負担軽減を実施しています。  
例) 児童の属する世帯に18歳未満の児童が2人以上いる場合、  
当該児童が第2子 ⇒ 保育料半額  
第3子 ⇒ 保育料・副食費無料



## 5. 保育時間・延長保育について

【1号認定】（教育目的で保育園への入園を希望する場合）

○教育標準時間認定 8時00分～12時00分

12時を超えた分の料金について、延長保育料として別途費用がかかります。

1号認定（8時～12時）



1号認定 延長保育利用料等徴収額表

（参考：市基準）

階層区分	市町村民税基準	延長保育利用料 (1時間当たり)
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯（均等割額のみ課税世帯）	0円
第3階層	市町村民税所得割額 77,100 円以下	100円
第4階層	市町村民税所得割額 211,200 円以下	125円
第5階層	市町村民税所得割額 211,201 円以上	150円

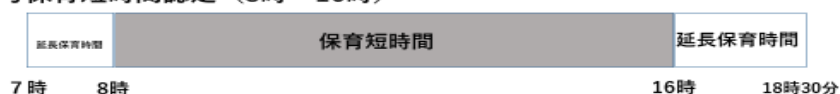
【2号認定・3号認定】（保育の必要性が有）

○保育短時間認定 8時00分～16時00分

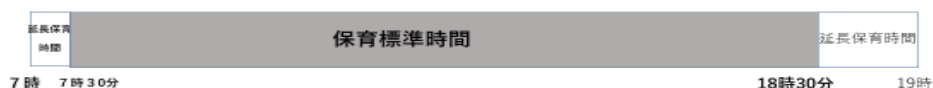
○保育標準時間認定 7時30分～18時30分

上記を超えた分の料金について、延長保育料として別途費用※がかかります。

2, 3号保育短時間認定（8時～16時）



2, 3号保育標準時間認定（7時半～18時半）



※2号3号認定に係る延長保育料金は各保育園によって異なります。

無償化制度の開始に伴い、各認定における平等化の観点から、令和2年9月より延長保育料の徴収を実施しています。

## 6. 保育所給食について

### 保育所給食の目的

- (1) 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- (2) 保育所生活を豊かにし、「生きぬく力」「心ひらく力」「共に育つ力」を養うこと。
- (3) 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進をはかること。

給食の 提供方法	給食センター	・宮城保育園	・旭保育園
	自園調理	・増島保育園 ・河合保育園 ・双葉保育園	・さくら保育園 ・宮川保育園
	自校調理	・山之村保育園	

※ 給食は、栄養の改善及び健康の増進等の目的のため、色々な食物を取り入れています。しかし、お子さんがご家庭で食べたことがない食物を給食（保育園）で始めて摂食させることは出来ません。そのため、毎月配布される献立表等でご確認いただき、ご不明な点などがありましたら、園に相談をしてください。ご家庭で食べたことがない食物については、食物アレルギー対応給食（除去・代替食）と同じ対応を行います。

### 食物アレルギーの対応について

飛騨市内の保育園では、医師から食物アレルギーの診断を受けた方については、医師の正しい指示や指導のもとに保護者がご家庭で行っている調理内容を保護者に代わって、保育園が行う為に、保護者・保育園・栄養士・調理員が共通認識を持ち、お子さん、一人ひとりに合わせた対応をしています。

#### 【保育所におけるアレルギー対応の基本原則】 一部抜粋

- 医師の診断指示に基づき、保護者と連携し、適切に対応する  
※生活管理表に基づく対応が必須
- 食物アレルギー対応においては安全・安心の確保を優先する
  - ・完全除去対応（提供するか、しないか）
  - ・家庭で食べたことのない食物は、基本的に保育所では提供しない

## 7. 食物アレルギー対応給食について

### 食物アレルギー対応給食について

- (1) 食物アレルギー対応給食は、飛騨市内の保育園（山之村保育園以外）で行っています。
- (2) 食物アレルギーの専門医やかかりつけ医からの指示や指導をもとに、保育園長や給食関係者（担任・調理員・栄養士）を交えて食物アレルギー対応給食の面談を行います。
- ※ 医療機関への受診勧奨や医師からの指示内容がわかる書面の提出依頼・面談日については、一日入園の日に園から連絡があります。
- （令和6年2～3月中に面談を行います）
- ※ 各園では、調理施設の実情にあわせて可能な限り対応していますが、集団給食の限界を超える場合は、ご家庭から弁当等の持参をお願いすることもあります。
- (3) 食物アレルギー対応給食が必要なお子さんについては、園や給食センターから献立表や献立明細表・原材料表等を毎月配布しますので、必ず保護者の方も給食内容を確認していただき、保育園へ確認内容を報告してください。
- (4) 食物アレルギー対応給食は、最長1年としていますが、お子さんの状況等によってはこの限りではありません。お子さんの状況によっては必要に応じて園から受診勧奨をおこなうことがあります。
- (5) 食物アレルギー対応給食内容について医師からの指示や指導内容が変更（除去食物の追加や解除）される時はすみやかに園へ連絡をしてください。指示内容によって園へ提出していただく書類があります。（必要に応じて面談も行います）

### 年度途中で入園される方について…

- 年度途中に入園を予定されている方は、「食物アレルギーについての調査書」を入園される2ヶ月前に保育園へ提出してください。

例) 令和6年8月1日入園 → 令和6年6月1日までに保育園へ提出

8. 記入例

②

様式第4号（第4条関係）

保育所入所申込書

令和5年11月1日

台帳番号※	
世帯番号※	
児童番号※	
年齢※	

飛騨市長 あて

保護者住所 飛騨市古川町本町〇番〇〇号

保護者氏名 飛騨太郎

(電話番号 73 - ×××× )

保育所への入所につき次のとおり申し込みます。

なお、保育料の算定にあたり、世帯員の税務資料の閲覧について承諾します。

入所児童	児童氏名 (ふりがな)	生年月日	性別	備考
	飛騨 二郎 (ひだ じろう)	令和2年4月2日	男・女	
入所を希望する保育所名	第1希望	笑顔 保育園 (希望理由)	一番近い保育所、兄が入所していた	
	第2希望	青空 保育園 (希望理由)	施設が充実している	
	第3希望	七色 保育園 (希望理由)	園の雰囲気が良い	
保育の実施を希望する期間		令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで		
保育の実施を必要とする理由	両親等： 父親 ○○会社 (8:30~17:15 月20日の就労) 母親 パート求職中 (令和6年4月から就労予定) 祖父 農業 (畑作従事) 祖母 無職 (高齢のため、思うように体が動かず、1人での保育は困難)			

○入所児童の家庭の状況

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	職業	課税の有無	備考
					前年度分市町村民税	
入所児童の世帯員等	飛騨 太郎	父	S56.11.17	会社員	有・無	
	飛騨 花子	母	S59.12.12	求職中	有・無	
	飛騨 一郎	兄	H25.8.30	小学4年生	有・無	
	飛騨 吉郎	祖父	S22.12.25	農業	有・無	
	飛騨 はな	祖母	S26.4.24	無職	有・無	
					有・無	
					有・無	

生活保護の状況 ・適用なし ・適用あり ( 年 月 日保護開始)

※市町村記載欄	入所申込の承諾	保育の実施の可否	保育の実施期間	保育の実施基準の番号
		要・否 (理由)	自 年 月 日 至 年 月 日	両親等：( )、( )
			入所保育所	
		年 月 日 承諾	備考	

## 教育・保育給付認定申請書（③様式）に係る記入上の注意

教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ提出してください。  
その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

（表面）

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入してください。
- 4 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の給付認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください。（不明な場合は空欄で結構です）
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」欄は該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている児童がいる場合は、該当児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入にしてください。
- 6 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）
- 7 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近いため等）を記入してください。
- 8 1及び5で記入していただいた方全ての個人番号（マイナンバー）を記載してください。

（裏面）

- ※裏面の③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください。（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）
- 9 ③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親及び同居している両親以外の同居している親族等ごとに、児童を保育できない理由を、いずれに該当するかを判断して、該当する全ての口にチェック（☑）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。なお、選択肢の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」にチェック（☑）し、内容を（ ）内に記入してください。また「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入してください。
- ※具体的な状況について、例えば、就労に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・勤務時間・経路・手段等、出産（予定）日や産後の母の状況等、傷病名や治療見込期間、障害の程度等、介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、災害の程度・復旧見込み期間等、求職活動状況等、具体的な家族状況、（出産予定日や育児休暇取得の見込、その他に記載した内容の記入してください）。
- 10 ③「家庭の状況」の欄は、該当する口にチェック（☑）してください。
  - 11 ④「税情報の提供等に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名してください。

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 兼 教育・保育給付認定変更申請書（変更事項届出書）

令和5年11月1日

保護者氏名 飛驒太郎

岐阜県飛驒市長 あて

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	障害者手帳 の有無	
	( ひだ じろう )	個人番号	令和 2年 4月 2日生		男・女
	飛驒 二郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	有 <input checked="" type="radio"/> 無		
保護者 住所・連絡先	(住所) 飛驒市古川町本町〇番〇〇号 (連絡先) (父携帯) 090-××××-×××× (母携帯) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入して下さい。				
保育の希望の 有無(※)	<input checked="" type="radio"/> 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む） 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）				

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育、事業者内保育をいいます。（以下同じ）
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏名	児童との続柄	生年月日										職業 又は 学校名等	前年度分(当年度分)市町村 住民税の 有無	備考
			個人番号												
児童の世帯員	ひだ たろう 飛驒 太郎	父	昭和 56 年 11 月 17 日										会社員	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
	ひだ はなこ 飛驒 花子	母	昭和 59 年 12 月 12 日										求職中	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
	ひだ いちろう 飛驒 一郎	兄	平成 25 年 8 月 30 日										小学校 4年生	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
	ひだ よしろう 飛驒 吉郎	祖父	昭和 22 年 12 月 25 日										農業	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
	ひだ はな 飛驒 はな	祖母	昭和 26 年 4 月 24 日										無職	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
生活保護適用の有無		適用無し <input checked="" type="radio"/> ・ 適用有り ( 年 月 日保護開始)													

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用希望期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日まで	
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	
	第1希望 笑顔 保育園	(理由) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟入所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	第2希望 青空 保育園	(理由) <input type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟入所 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( )
	第3希望 七色 保育園	(理由) <input type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟入所 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( )
		事業者番号*

## ③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況等など)) <b>〇〇会社 8:30~17:15 勤務 20日/月 就労</b>	
	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input checked="" type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況等など)) <b>令和6年4月(就労予定)</b>	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望保育区分	<input type="checkbox"/> 標準時間(7:30~18:30の間) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 短時間(8:00~16:00の間)		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	月 曜日から 金 曜日まで	8:30 時から 15:30 時まで	

## ④税情報等の提供等に当たっての署名欄

飛騨市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した教育・保育給付認定保護者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 飛騨 太郎

-----保護者の方の記入はここまで-----

\*市町村記載欄

受付年月日	年 月 日
-------	-------

市や園の記入箇所ですので保護者様の記入は不要です。

## 9. 飛騨市ホームページ等 二次元コード



飛騨市ホームページ



子育て支援ガイド 保育園

## 10. 市内保育園一覧表

飛騨市内には現在、下記の保育園があります。

【市内保育園一覧】

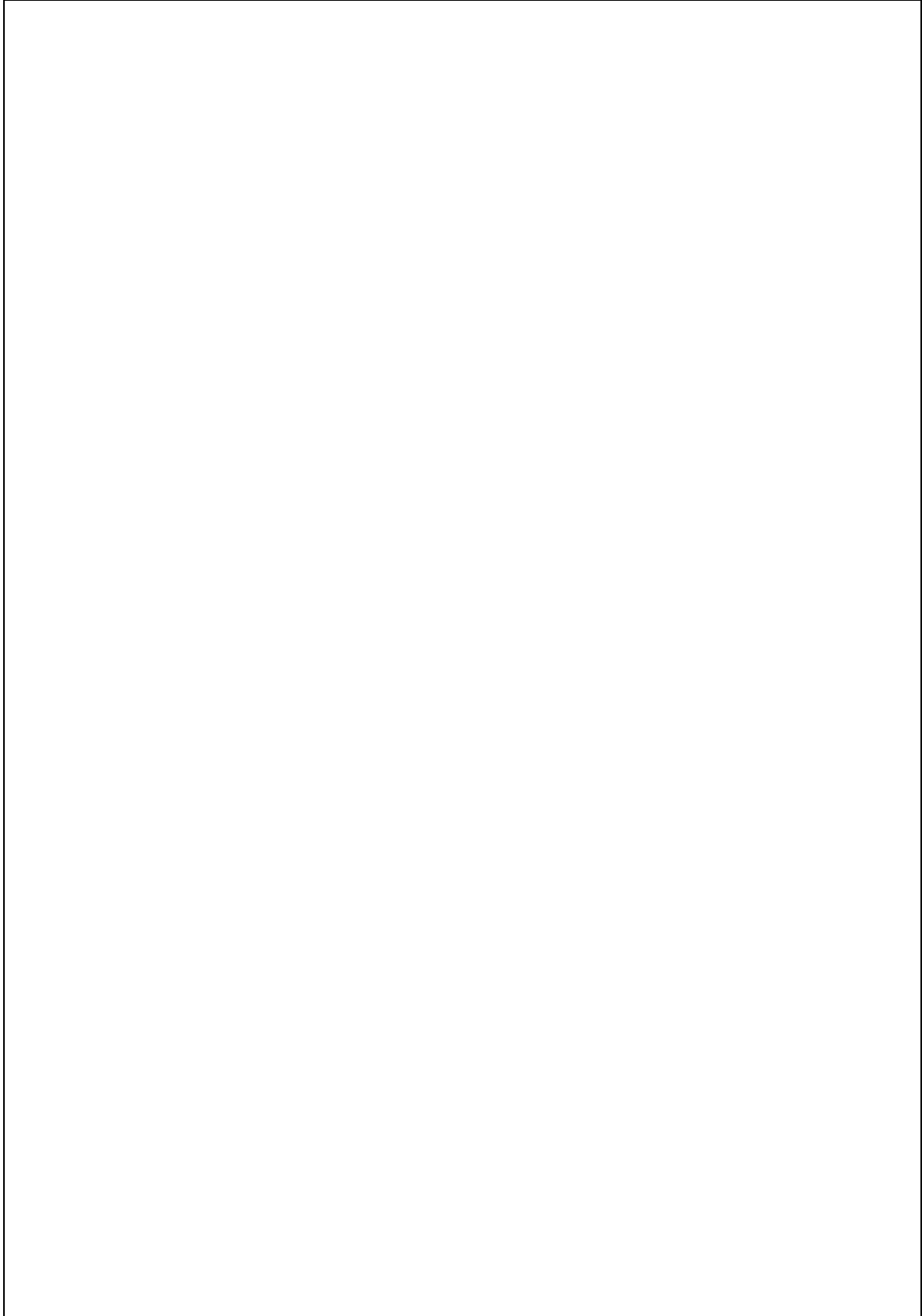
区分	保育園名	所在地	電話番号	定員	未満児 保育※	障がい児 保育
公立	宮城保育園	古川町栄2丁目11-12	(0577)73-2015	160名	○ 6ヶ月～	○
	河合保育園	河合町角川974-2	(0577)65-2136	45名	○ 1歳児～	○
	宮川保育園	宮川町野首30-2	(0577)63-2070	20名	○ 2歳児～	○
	旭保育園	神岡町殿979	(0578)82-1275	100名	-	○
	山之村保育園	神岡町森茂1649-1	(0578)82-5546	20名	○ 2歳児～	-
私立	増島保育園	古川町是重123	(0577)73-2553	200名	○ 6ヶ月～	○
	さくら保育園	古川町杉崎553-1	(0577)73-2825	150名	○ 57日目 ～	○
	双葉保育園	神岡町殿1081-14	(0578)82-4490	150名	○ 6ヶ月～	○

※1歳児、2歳児は4/1時点でその年齢に達している児童となります。

※神岡地区において、旭保育園と双葉保育園は令和7年度末に廃園となり、令和8年度より新設合併として新たに公私連携保育所型認定こども園が設置される予定です。



**MEMO**

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for the main content of the memo.